



横浜事務所 〒221-0056
横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階
TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

赤坂事務所 〒107-0052
東京都港区赤坂 2-23-1 アークヒルズ*フロントタワー RoP701 号室
TEL 03-6435-5255 FAX 03-6435-5256

入湯税は税金なのか？

“自分には関係ないな”と「思っている」でも、関係大ありなもの代表なのが税金かもしれません。なにも特別なことをしなくても、一生のうちにはほとんどの〇〇税に関係するものなのでしょう。今回はそんなものの一つ、入湯税について少し情報を整理したいと思います。入湯税は、言わずもがな、“温泉に入る際の税金である”ことはなんとなく察しがつかますね。もう少し詳しく見て見ましょう。

まず、課税する側(徴収する側)は、固定資産税などと同じで市区町村です。また、消費税と同じ、間接税。負担しているのは利用者で、旅館などが一旦預かって市区町村に支払うというイメージです。給与から天引きして毎月納付している住民税と同じ取扱いと言った方が分かり易いかもかもしれません。

特徴的なのは①目的税といって、目的(使途)が決まっていること。目的税は、他には国民健康保険税、都市計画税などがあります。入湯税の使い道は、「環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てるため」(地方税法701条)と、限定されています。②また、税額は1人1日150円ですが、これは標準で、「12歳未満非課税」「修学旅行なら非課税」「120円」「宿泊の有無による」など、市区町村によってかなりバラバラです。

次に規模について。代表的な温泉地である熱海市では、平成26年度の税収入約112億円のうち約4%の4.3億円程が入湯税です。多いと思いませんか？

さて、上述のように入湯税は結局観光施設などのために使われるので、負担する義務を納得しやすいですね。ただ、目的税は税金の中で少数派。改めて考えてみると、「法律に基づいて国などに強制的に徴収されるもの」が税金の性質。一方、税金の使途が不明であることが国民の不信につながってしまう面もあります。税を負担する方も徴収する方も納得いく制度、運用が一番望ましいですね。

また一つ節税が...

皆様ご存知のとおりマンションの分譲価格は高層階ほど高くなります。眺望が良い、防犯・セキュリティの面で安心、というのが主な理由でしょうか。確かに素敵な夜景や花火大会が見られるのは楽しいだろうし、外壁をつたって不審者が侵入してくるようなことがないのは安心です。一方で、朝の通勤時にエレベーターになかなか乗れない、外出が億劫になるなどのデメリットもありますし、この地震国日本において、災害時逃げ遅れるリスクだってあります。だからこれほどまでに高層階に人気があることを常々不思議に思っていました。実際、低層階の方が人気で高額の家もあるようですね。

このようなシステムから、タワーマンションでは同じ面積でも高層階の価格は低層階の数倍にものぼることがあります。ところが購入価格にかかわらず、相続税の算定基準となる評価額は階層や日当たりの条件等に差がつかずに一律となります。マンション一棟の評価額を各戸の床面積で均等に分割して算定するからです。例えば北向きの2階を4000万円で購入した場合と東南角部屋30階を2億円で購入した場合、(どちらも同じ面積)控除等の条件が同一という前提のもと相続税は同額になるという摩訶不思議。2億円で購入したマンションにかかる相続税は現金2億円にかかる相続税の、おそらく数分の一になるのではないのでしょうか。ここに着眼したいいわゆるタワマン節税が都市部の富裕層の間で活発に行われていました。

以前から税務当局はこれに対して苦い思いをしていたようで、規制が入るのではないかと噂はあったものの、なかなか実際のメスが入ることはありませんでした。しかしついに総務省と国税庁はこうした動きに歯止めをかける検討に入ったようです。評価額を高層階に行くほど引き上げ、節税効果を薄めるよう、総務省令の改正がなされる見通しです。

これによって今後タワーマンションの売れ行きに影響が出るのでしょうか。景気の動向も気になるところです。